

## 鳥取県告示第209号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年5月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年4月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

1 申請のあった年月日

平成23年3月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人田舎暮らしの応援団

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

福井 恒美

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市米田町883

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域住民、行政、企業、大学、各種団体との連携をとりながら、鳥取県中部地区中山間地域の高齢者の生活支援、地域に県内外から移住された方と定住者との交流会開催、これから移住を考えておられる方への、田舎暮らし体験、就労、就農、住居、イベントなどの情報発信等の事業を行うことにより、移住定住の促進を図り、地域の活性化と人口増加を目指し、ふる里を愛する心を育むことによって、地域全体の利益の増進に寄与することを目的とする。